官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
一　○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一〇）
〔その他告示〕
二　○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務一三六）
○セネガル日本職業訓練センター・ジャムニャージョ分校建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四三一）
○セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四三二）
三　○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件（厚生労働二九七）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一六七九～一六八一）
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同一六八二）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一六八三）
○農薬を登録した件（同一六八四）
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（国土交通一〇〇七）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛二五三）
四　○道路に関する件（近畿地方整備局一〇四、一〇五）
○道路に関する件（四国地方整備局六一）
〔国会事項〕
五　労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示二）
〔人事異動〕
内閣　警察庁
〔叙位・叙勲〕
六　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一二九～一三一）
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
七　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

内閣官房令

○内閣官房令第十号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年十一月十一日　内閣総理大臣　高市　早苗

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表一の項関係） **第一条**　［略］ ［2・3　略］ 4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～五　略］ 六　地域未来戦略本部及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの ［七・八　略］ ［5～7　略］	（表一の項関係） **第一条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～五　同上］ 六　新しい地方経済・生活環境創生本部及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの ［七・八　同上］ ［5～7　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百三十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月十一日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称
　一般社団法人日本商事仲裁協会
変更前の住所
　東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地廣瀬ビル三階
変更後の住所
　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル七階
変更年月日
　令和七年十月六日

○外務省告示第四百三十一号

　令和七年十月十日にダカールで、セネガル日本職業訓練センター・ジャムニャージョ分校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　セネガル日本職業訓練センター・ジャムニャージョ分校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十四億六千四百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
　日　本　側　赤松武在セネガル大使
　セネガル側　アブドゥラフマン・サール経済・計画・協力大臣

　令和七年十一月十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百三十二号

　令和七年十月十日にダカールで、セネガル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億四千万円
3　贈与の供与期限　令和九年十月三十一日
4　署名者
　日　本　側　赤松武在セネガル大使
　セネガル側　アブドゥラフマン・サール経済・計画・協力大臣

　令和七年十一月十一日

外務大臣　茂木　敏充

○厚生労働省告示第二百九十七号

　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項及び第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

　令和七年十一月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称	変更の日
MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	ビューローベリタスエフイーエーシー株式会社	令和七年二月一日
株式会社ＭＩＺＵＫＥＮ	株式会社総合水研究所	令和七年四月一日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の代表者の氏名の変更

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	吉竹　政子	足谷　卓実	令和七年二月一日
一般社団法人東京都食品衛生協会	三田　芳裕	鵜飼　良平	令和七年四月一日
一般財団法人沖縄県環境科学センター	宮城　邦治	渡嘉敷義浩	令和七年五月二十七日
一般社団法人香川県薬剤師会	山本　和幸	久間　一**徳**	令和七年六月十四日
株式会社日本食品エコロジー研究所	今岡　光芳	勝間田清人	令和七年六月十七日
公益財団法人宮城県公害衛生検査センター	加茂　雅行	山田　卓郎	令和七年六月十九日
公益財団法人兵庫県予防医学協会	山下　幸政	深谷　隆	令和七年六月二十日
一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	西川　弘之	水野喜一郎	令和七年六月二十六日

3　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

登録検査機関の名称	変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地	変更の日
一般社団法人日本貨物検数協会	東京都中央区築地一丁目十三番十四号	東京都中央区築地一丁目十番三号	令和六年七月二十九日
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都中央区豊海町五番一号豊海センタービル	東京都千代田区九段南四丁目八番三十二号	令和七年四月一日

4　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称	変更の日
MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	ビューローベリタスエフイーエーシー株式会社	令和七年二月一日
株式会社ＭＩＺＵＫＥＮ	株式会社ＭＩＺＵＫＥＮ食品分析センター	株式会社総合水研究所食品分析センター	令和七年四月一日

5　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の所在地の変更

事業所の名称	変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地	変更の日
株式会社ＢＭＬフード・サイエンス	埼玉県川越市大字的場字飛桶下一五四九番地七	埼玉県川越市大字的場字関口一四九一番地五	令和六年十一月一日

○農林水産省告示第千六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡仁淀川町見ノ越字カシガタヲ一六八四から一七〇〇まで、一七〇二から一七一三まで、字スモヲバ一七一四から一七一九まで、一七二一から一七二八まで、一七三〇から一七三九まで、字ナカダイ二三一三から二三一六まで、二三一七の一、二三一七の二、二三一八の一、二三一八の二、二三一九の一、二三一九の二、二三二〇の一、二三二〇の二、二三二一の一、二三二一の二、二三二二の一、二三二二の二、二三二三、二三二四、字ヲマンガナロ一七七〇、一七七三、一七七五、一七七六、一七七八、一七八二から一七八九まで、一七九一から一七九六まで、一七九九、一八〇〇、一八〇一の一、一八〇一の二、一八〇二、一八〇三の一から一八〇三の四まで、一八〇四の一、一八〇四の二、字黒見一七四四から一七四七まで、一七五六、一七五七、一七五九、一七六一、一七六六、字山ノ後口二三六一、二三六七、二三六九、二三七〇、二三七二、二三七八から二三八〇まで、字子ザサ二三二五、二三三八、二三三四から二三三六まで、二三三八、二三三九、二三四〇の一から二三四〇の三まで、二三四一、二三四二、二三四四、二三四八、字西コヲナロ二三〇四、二三〇六から二三一二まで、字西山口二二八八、二二八九の一、二二八九の二、二二九〇から二二九二まで、二二九三の一、二二九三の二、二二九四、二二九五、二二九七、二二九八、二二九九の一、二二九九の二、二三〇〇の一、二三〇〇の二、二三〇一、二三〇二の一、二三〇二の二、字西吹佐古二一〇〇、二一〇二から二一〇六まで、二一〇九、二一一一、二一一三、二一一八から二一二〇まで、二一二四から二一二八まで、二一二九の一、二一二九の二、二一三〇から二一三八まで、二一四〇、二一四一、二一四三から二一四五まで、二一四八、字大潰一八四一、一八四二、一八四三の一、一八四三の二、一八四四の一、一八四四の二、一八四五の一、一八四五の二、一八四六の一、一八四六の二、一八四七から一八五一まで、字登立二三四九、二三五〇、二三五一の一から二三五一の三まで、二三五二の一、二三五三から二三六〇まで、字東木屋二二四一から二二四八まで、二二五五、二二五六、二二六一から二二六六まで、二二六九、二二七一から二二七三まで、二二七五、二二七六、二二七八の一、二二七八の二、字木ノ子尻リ一八二五、一八二八、一八三一、一八三四から一八四〇まで、字龍ガ水二二一九、二二三〇、二二三八、日浦字サセブ一九九二、一九九三、一九九五、一九九六、一九九九の一、一九九九の二、二〇〇〇の一、二〇〇〇の二、二〇〇三から二〇〇七まで、字シモカゲバタ一九五九、一九六〇、字ノドヲ一四〇九、一四一〇、一四一五、一四一七、字八子ヤスバ一九二四から一九二九まで、一九三五、字ビヨブ一四二二から一四二五まで、一四二七、一四二九、一四三一、一四三三、一四三五から一四三九まで、字マキヲ一三九九から一四〇二まで、一四〇四から一四〇六まで、一四〇八、字マツガサコ一九六一から一九六四まで、一九六九、一九七二、一九七三、字ヲクヤシキ二二六から二二三〇まで、字ヲソバ二〇三九から二〇四一まで、二〇四三から二〇四五まで、二〇四六の一、二〇四六の二、二〇四七から二〇五三まで、二〇五七から二〇六四まで、二〇六六の一、二〇六六の二、二〇七〇から二〇七二まで、二〇七四、二〇七五、字下立板二〇〇八、二〇一一、二〇一二、二〇一三の一、二〇一三の二、二〇一四から二〇一七まで、二〇一九、字柿ノ木一三三八、一三三九の一から一三三九の四まで、一三四〇、一三四二から一三四四まで、一三四九の一、一三四九の二、一三五〇の一、一三五〇の二、一三五一、一三五二の一、一三五二の二、一三五三、一三五四の一、一三五四の二、字戸名二一二三から二一二五まで、二一二七、二一二八、二一二九の一から二一二九の三まで、字孝ナロ一三三七の一、一三三七の二、一三五五の一、一三五五の二、一三五六の一、一三五六の二、一三五七の一、一三五七の二、一三五八の一、一三五八の二、一三五九、一三六〇の一、一三六〇の二、一三六一の一、一三六一の二、一三六二の一、一三六二の二、一三六三の一、一三六三の二、字行畠一三八六、一三八七、一三九一、一三九二、一三九七、字上マツガサコ一九三六から一九四二まで、一九四六から一九四九まで、一九五一から一九五六まで、一九五八、字上立板二〇二〇、二〇二二から二〇二五まで、二〇二九、二〇三〇、字生栗ノ上二一三九から二一四一まで、二一四七、二一五〇、二一五二、二一五七から二一五九まで、二一六一、二一六二、二一六五の一、二一六五の二、二一六六、二一六七、二一六九、二一七〇、二一七四、二一七五、字青ツシ一三六五、字大石ノ元一四四〇、一四四二から一四五〇まで、字中ヲソバ二〇七六から二〇八四まで、二〇八五の一、二〇八五の二、二〇八六から二〇九〇まで、二〇九一の一、二〇九一の二、字田本組中ヲソバ二〇九二、二〇九三、二〇九四の一から二〇九四の三まで、二〇九五から二〇九九まで、字東山口一三六六から一三七〇まで、一三七四、一三七六から一三七九まで、一三八三、一三八四、字鈴山二〇三二から二〇三五まで、二〇三六の一、二〇三六の二、二〇三七、二〇三八の一、二〇三八の二、楮原字シレイガナロ一六九、一一七〇、一一七一の一、一一七一の二、一一七二、一一八二、一一八六から一一八八まで、一一八九の一、一一八九の二、一一九〇から一一九二まで、字タチクイ一一九四、一一九五、一一九七、一一九九、一二〇一、一二〇二の一、一二〇二の二、一二〇三から一二〇九まで、字ロクロヲ一一三二から一一三五まで、一一三七から一一四五まで、一一四八、一一五〇、一一五二から一一五八まで、一一六〇から一一六五まで、一一六七、一一六八、字栗林一二三八、一二三九、一二四一、一二四二、一二四四から一二四八まで、一二五一から一二五六まで、一二六三、一二六四、一二六六、一二六八から一二七八まで、一二八〇、一二八一、一二八二の一、一二八二の二、一二八三、一二八六、一二八九の一から一二八九の三まで、一二九〇、一二九一、字枝潰八九二の一、八九二の二、八九三から九〇二まで、九〇四から九一一まで、九一六から九二〇まで、字小松一二九四、一二九五、一二九七から一三〇六まで、一三〇七の一、一三〇七の二、一三〇八から一三一三まで、一三一五から一三一七まで、一三一九から一三二一まで、字西ナル山九三五から九三八まで、九四〇から九五四まで、九五六、九五七、九六〇から九六六まで、字中ウド一一〇二から一一〇九まで、一一一〇の一、一一一〇の二、一一一一から一一一六まで、一一一八から一一二〇まで、一一二一の一、一一二一の二、一一二二から一一三一まで、字東ナル山九六七から九七〇まで、九七二、九七三、九七五から九七八まで、九八〇から九八四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡檮原町下西の川九七三の二（国有林）、四七七、四七八、九六六から九七〇まで、九七三の一、九八七の二、九八八の二、九八九から九九九まで、宮野々八四六、八四八、八六一、八六二、八六五、八六七から八七八まで、八八〇から八八七まで、八九〇、八九一、八九四から八九六まで、九〇一、上成一七四四から一七四六まで、一七四八、一七五〇から一

七五二まで、一七五三の一、一七五三の二、一七六三から一七七三まで、一七七八から一七八四まで、一七八六から一七九〇まで、一七九二から一七九七まで、一七九九から一八〇四まで、一八〇五の一から一八〇五の三まで、一八〇六から一八一六まで、一八一八、一八二一から一八二三まで、一八二五、一八二七、一八二八、一八三一、一八三二、一八三四、一八六〇、一八七一から一八七五まで、一八七七、二四〇一、二五七〇から二五七二まで、上西の川一二の二・二一の二（以上二筆国有林）、一から四まで、一二の一、一三、二一の一、六〇から六四まで、六六、六八、六九、七二、七四、七五の一、七七、七九、一五四から一五六まで、一七七から一九二まで、一九四の一、一九六、一九七、一九九の一、一九九の四、二〇〇の一、二〇〇の三、二〇〇の四、二〇一の一、二〇一の三、二〇二、二〇三の一、二〇四の一、二〇四の三、二〇四の四、二〇九、三四一の一、三四三の一、三四四から三四八まで、三五三、三五五から三五八まで、三六二から三六四まで、三六八、三七九から三八六まで、四一〇から四一二まで、四一八から四二〇まで、四三二から四三四まで、四四五、四四九から四五三まで、四五五、四五九から四六一まで、四六九、四七四、四七六、四七七、四七八の一、四七八の二、四八〇から四八五まで、四八七から四九三まで、六〇三から六〇五まで、六〇八から六一〇まで、六一二、六一三、六一五、六二三、六二四、六三三、六四五から六五五まで、六五七から六六〇まで、六六二、六六四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町奥呉地字タヲガ谷五九一の一から五九一の三まで、五九一の八、五九四の一、五九四の二、字ユヅリバコエ山五八六の七、五八六の八、五八八、五八九、字柚ガ谷五九〇、字蕨山五九五、床鍋字虎枝谷一二四一の三〇、一二四一の三六、字虎杖谷一二四一の五、一二四一の九、一二四一の一〇、字大呑谷一二四二の一、一二四二の一〇、一二四二の一一、一二四二の一五、一二四二の一七、一二四二の一八、一二四四の二、一二四四の四、一二四四の五、一二四四の七、一二四四の九、一二四四の一三、一二四六の二、一二四七の三、一二四七の四、一二四八の一から一二四八の三まで、字有之木一三三九の一から一三三九の五まで、一三四〇の四から一三四〇の六まで、一三四一の一から一三四一の四まで、一三四三の一、一三四三の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十二号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	デルノシャララ	伊藤輝則 愛知県弥富市富島１丁目92番地	第37129号 令和７年９月３日
Hedera L.	スペードカコ	加古雄二 愛知県知多郡東浦町大字緒川字鈴渠弐区55	第37186号 令和７年９月16日
Kalanchoe blossfeldiana Poelln.	Meili Orange	San S.A. Yang No.16, Zhulun Ln., Puli Township, Nantou County, Taiwan	第37209号 令和７年９月17日
Limonium Mill.	TW1013	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第37327号 令和７年９月１日
〃	TW1014	〃	第37328号 令和７年９月１日
〃	TW999	〃	第36016号 令和７年９月１日

○農林水産省告示第千六百八十三号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Dianthus caryophyllus L.	KS16127-01	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第35783号 令和７年９月３日
Limonium Mill.	オリゾンディープブルー	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	第36605号 令和７年９月２日

○農林水産省告示第千六百八十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十月十五日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24988	フルアジナム粉粒剤	フロンサイド粉粒剤	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩

○国土交通省告示第千七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　令和三年一月十三日から令和十二年三月三十一日まで
三　施行地区　東京都中野区中野四丁目の一部
四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　令和三年一月十三日
七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　令和七年十一月十一日

○防衛省告示第二百五十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和七年十一月七日次のとおり決定された。

令和七年十一月十一日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 民有	土地：約四〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年十一月十二日から同月十四日までの間 海上自衛隊沖縄基地隊本部地区の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一九四	航空装備研究所新島支所	東京都新島村	国有	建物：約七八〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として新規提供する。 使用期間：令和七年十一月十一日から同月十九日までの間 防衛装備庁航空装備研究所新島支所の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三一度四二分四八秒、東経一三一度二九分三六秒
2　北緯三一度四一分〇六秒、東経一三一度四〇分一八秒
3　北緯三一度三一分一八秒、東経一三一度三八分二四秒
4　北緯三一度三二分四二秒、東経一三一度二八分三六秒
二　高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年十一月十六日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○近畿地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百七十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊丹市北伊丹七丁目八六番一から同市北園三丁目二五番まで	前	四二・八一～七二・五一メートル	〇・〇四九キロメートル
	後	四二・八一～五〇・三四メートル	〇・〇四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十一号　伊丹市北伊丹七丁目八六番一から同市北園三丁目二五番まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十一日

○四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡日高村本郷字瀧ノ前六〇番四から同村本郷字米神ノ前二七三番一まで	前	八・一七～一二・九八メートル	〇・三六五キロメートル
	後	一一・九〇～一五・六八メートル	〇・三六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

アフリカのマルミミゾウの象牙取引に関する質問主意書（上村英明提出）

持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問主意書（三角創太提出）

答弁書受領

十一月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員尾辻かな子提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出ＡＩ導入による実質的生産性低下の懸念に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出株式会社オルツへの政府支出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出風俗求人のアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出歴史認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出連立政権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出憲法の幾つかの規定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫛渕万里提出外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫛渕万里提出外国人との秩序ある共生社会推進室に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十一月七日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

参議院

質問主意書提出

十一月七日議員から次の質問主意書が提出された。

特定利用空港・港湾を「南西諸島を中心」に整備する理由に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三〇号）

特定利用空港・港湾の利用及び整備状況に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三一号）

有事における特定利用空港・港湾の利用に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三二号）

「すぐに対応できる」物価高対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三三号）

答弁書受領

十一月七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員伊藤孝恵提出指定病院等における不在者投票等に関する質問に対する答弁書（第一八号）

参議院議員ながえ孝子提出郵便投票制度の改善及び投票機会の拡充に関する質問に対する答弁書（第一九号）

参議院議員牧山ひろえ提出物価高対策の緊要性に関する質問に対する答弁書（第二〇号）

参議院議員牧山ひろえ提出食料品に係る消費税率をゼロ％とする提案に関する質問に対する答弁書（第二一号）

参議院議員石垣のりこ提出国立公文書館によるＳＮＳ上での寄附の募集に関する質問に対する答弁書（第二二号）

参議院議員伊勢崎賢治提出集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約批准に向けた同条約と国内法制との関係の整理に関する質問に対する答弁書（第二三号）

参議院議員伊勢崎賢治提出千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条（ｃ）の共謀に関する質問に対する答弁書（第二四号）

参議院議員石垣のりこ提出高市早苗内閣総理大臣による上野賢一郎厚生労働大臣への労働時間規制の緩和検討指示に関する質問に対する答弁書（第二五号）

報告書受領

十一月七日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告を受領した。

人事異動

内閣

外務副大臣　堀井　巌

ボリビア国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は令和七年十一月二十二日までとする（十一月七日）

（警察庁警備局付）警視長　羽石　千代

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

（警察庁警備局付）警視長　吉田　知明

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上十一月七日）

警察庁

（警察庁長官官房総括審議官兼警備局付）警視監　重松　弘教

警察庁刑事局長を命ずる

内閣総理大臣秘書官　土屋　暁胤

警視監に任命する

警察庁長官官房総括審議官兼警備局付を命ずる

（警察庁刑事局長）警視監　谷　滋行

辞職を承認する（内閣に）

（警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策・調整担当））同　江口　有隣

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長事務取扱を命ずる（以上十月二十一日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する

藤　省三

従五位に叙する（各通）

金井　一夫

坂本　邦和

甲斐出倫教

舞原　國雄

正六位に叙する（各通）

今井　英夫

高村　和人

西田　良三

山口　一範

従六位に叙する（各通）

岩浪　正弘

木村紀久男

正七位に叙する（各通）

塚野　周二

西山　光

従七位に叙する（各通）（以上十月二日）

内田　勝久

高木　武治

従五位に叙する（各通）

尾崎　勝敏

田野井　稔

森山　龍雄

正六位に叙する（各通）

壱岐　武利

加藤　博之

齋藤　吾郎

中澤　政治

矢取　剛

従六位に叙する（各通）

大野　聰

正七位に叙する（各通）

伊東　照雄

菅原　薫

従七位に叙する（各通）（以上十月三日）

（北海道大学名誉教授）

正四位に叙する

長谷川壽彦

正五位に叙する

高桑　俊夫

従五位に叙する（各通）

小野　光良

島ノ江　寛

松本　繁夫

吉田　公泰

梅野　正晴

竹本　一典

堀　正

山本　賢治

小川　和義

高橋　一徳

對馬　浩

森山　邦彦

尾崎　一敏

山口　一彦

櫻井アヤ子

樋口　弘

奥田　多作

河野　安正

坪井　清

宮田　稔

今西　順吉

藤井　康夫

佐藤　武満

山田　義廣

山崎　保

渡壁　一次

大田原　寛　垣内　雅夫　武田　義男
正六位に叙する（各通）
阿久津堅次　進藤　久幸　杉浦　等
武井　章　馬場　正勝　古川　光記
山越　成則
従六位に叙する（各通）
石川　邦男　砂川　洋司　高橋　吉則
正七位に叙する（各通）
長部登喜雄　鎌田　昭一　久々江輝喜
従七位に叙する（各通）（以上十月四日）
稲垣　純通
従四位に叙する
石川　忠　勝間田保夫
正五位に叙する（各通）
栗屋　法幸　岩瀬　俊雄　熊田　利行
森　克義　森　純夫
従五位に叙する（各通）
秋山　禎一　岡本　好央　川村　繁忠
吉岡　完　吉村　繁正
正六位に叙する（各通）
太田　秀樹　川村　利明　木宮由美子
鈴木賢一郎　鈴木　幸男　原田　良一
星野　護　山田　武男
従六位に叙する（各通）
飯田　和男　内川　賀介　納　清
須田　保志　原井　光一　丸山　和夫
正七位に叙する（各通）
石塚　正　竹岡　芳和　中村　克明
平田　憲二　山根　富足
従七位に叙する（各通）（以上十月五日）
松本　卓臣
従五位に叙する
飯田　公男　古閑　徳幸
正七位に叙する（各通）（以上十月六日）
田中　民男
正六位に叙する
畝林　誠
従六位に叙する（以上十月七日）
國本　篤弘
従五位に叙する
高田　圭祐
正六位に叙する
山内　和夫
正七位に叙する（以上十月八日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（十月三日）
田端　善裕
木村　忠臣
旭日単光章を授ける（十月五日）
坂本　邦和
瑞宝小綬章を授ける
小野　光良　高橋　一徳
梅野　正晴　竹本　一典　對馬　浩
高村　和人　舞原　國雄　山本　賢治
西田　良三
吉田　公泰
瑞宝双光章を授ける（各通）
塚野　周二　森山　邦彦
工藤　一則
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二日）
山口　一彦
瑞宝小綬章を授ける
伊東　照雄　岡本　武利
壱岐　武利　菅原　薫　坪井　清
櫻井アヤ子　橋口　誠　樋口　弘
西盛　雅人　矢取　剛　山田　義廣
松浦　亜博
瑞宝双光章を授ける（各通）
大野　聰　押切　悟
坂野　充　佐藤　武満
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三日）
渡壁　一次
瑞宝小綬章を授ける
大宮　光明　長部登喜雄
大田原　寛　高桑　俊夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
鎌田　昭一
瑞宝単光章を授ける（以上十月四日）
熊田　利行
瑞宝小綬章を授ける
飯田　和男　太田　秀樹
粟屋　法幸　星野　護　森　克義
中原　直利
瑞宝双光章を授ける（各通）
平田　憲二　丸山　和夫
長友　芳英
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月五日）
畝林　誠
瑞宝双光章を授ける（十月七日）
山内　和夫
瑞宝双光章を授ける（十月八日）

○返上の請願

五十畑　明　見片　力
東野　誠志　槙　重樹
勲章返上の請願の件許可された（各通）（十月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カンボジアの独立記念日につき、十一月七日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月11日

秋田労働局長　山本　博之

第４号中「１時間1,020円」を「１時間1,060円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月31日から効力を生ずる。

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

相続権主張の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０１号
茨城県水戸市住吉町284番地の１
清算株式会社　株式会社シーズ
代表清算人　市毛　由之
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第９号
埼玉県深谷市岡部1866番地１
清算株式会社　株式会社ＴＫＤ
清算人　髙田美三雄
１　決定年月日　令和７年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所熊谷支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００５号
神奈川県藤沢市善行７丁目５番４―105号
清算株式会社　シビル株式会社
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第２号
滋賀県湖南市吉永355番地５
清算株式会社　株式会社ＯＤ整理会社
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第７号
徳島県徳島市銀座28番地
清算株式会社　株式会社銀座
１　決定年月日　令和７年10月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４６号
東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
清算株式会社　株式会社グローバル・メディカルラボ
代表清算人　山名　徳雄
１　決定年月日　令和７年10月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務の免除をする。
３　本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定に基づいて行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００５号
神戸市長田区長楽町６丁目２番28号
清算株式会社　株式会社ヒルトン製靴
代表清算人　水野　成雄
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の0.353％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。
以上
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１００１号

島根県大田市温泉津町福光ハ1458番地３
清算株式会社　石央セラミックス株式会社
代表清算人　佐々木賢一

1　決定年月日　令和７年10月27日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
　2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

松江地方裁判所出雲支部

令和７年（ヒ）第１５号

徳島県阿南市津乃峰町東分343番地
清算株式会社　津峯観光株式会社
代表清算人　玉置　　潔

1　決定年月日　令和７年10月27日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　清算株式会社は、協定債権者のうち昭和興業株式会社及び阿波交通株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、現金及び預金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて案分して弁済する。
　2　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙不動産目録②記載の各不動産を、債権者昭和興業株式会社に代物弁済する。
　3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　4　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙不動産目録①記載の各不動産を、津峯神社に贈与する。
　5　第１項及び第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　八十頁（号外第一〇七号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　八十三頁（号外第一〇七号）

令和七年十一月十一日
東京都港区港南二丁目一六番五号
（甲）楽天ステイホスピタリティ株式会社
代表取締役　蔦井　克彦
東京都港区港南二丁目一六番五号ＮＢＦ品川タワー一四階
（乙）楽天ステイオペレーションズ株式会社
代表取締役　蔦井　克彦
大分県由布市湯布院町川上一五五六番地二
（丙）株式会社ゆふいんくつろぎの郷
代表取締役　蔦井　克彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙丁戊の権利義務全部を承継して存続し、乙丙丁戊は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙・丙・丁）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　八十頁（号外第一〇七号）

（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　八十二頁（号外第一〇七号）

令和七年十一月十一日
東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
（甲）楽天グループ株式会社
代表取締役　三木谷浩史
東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
（乙）楽天マート株式会社
代表取締役　盧　誠錫
東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
（丙）楽天チケット株式会社
代表取締役　梅本　悦郎
東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
（丁）楽天カード株式会社
代表取締役　大﨑周二郎
東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
（戊）株式会社Monzen Corporation Japan
代表取締役　加藤　達也

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　七十九頁（号外第一〇七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　八十二頁（号外第一〇七号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　八十頁（号外第一〇七号）

令和七年十一月十一日
東京都世田谷区玉川二丁目二一番一号
（甲）ワールドトラベルシステム株式会社
代表取締役　永冨　文彦
新潟県新潟市中央区鐙西二丁目二九番一五号
（乙）株式会社クリップス
代表取締役　タッカーディマントアショック
東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
（丙）楽天トラベルサービス株式会社
代表取締役　髙野　芳行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月十五日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月三日
掲載頁　一五二頁（号外第一九九号）

令和七年十一月十一日
名古屋市西区牛島町六番一号名古屋ルーセントタワー三七階
（甲）中設エンジ株式会社
代表取締役　今井　重利
東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一〇号
（乙）株式会社シーイーテック
代表取締役　渡辺　裕正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンプライアンス・テクニカル・ソリューションズＴＣＣ部門に係る事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日
東京都千代田区大手町一丁目一番一号大手町パークビルディング
（甲）ＰｗＣビジネストランスフォーメーション合同会社
代表社員　ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ合同会社
職務執行者　桂　憲司
東京都千代田区大手町一丁目一番一号大手町パークビルディング
（乙）ＰｗＣビジネスアシュアランス合同会社
代表社員　ＰｗＣ　Ｊａｐａｎパートナーシップ合同会社
職務執行者　山口　健志

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割により甲は甲のＯｙａｄｏ事業に関する権利義務並びに甲が有する楽天ステイオペレーションズ株式会社およびふいんくつろぎの郷の株式を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　八十頁（号外第一〇七号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十一日
東京都港区港南二丁目一六番五号
（甲）楽天ステイ株式会社
代表取締役　蔦井　克彦
東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
（乙）楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長　三木谷浩史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙が電子部品事業本部電子デバイス事業部で運営するパワーデバイス事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

吸収分割の効力発生日は令和八年一月五日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十一日
神奈川県秦野市曽屋一二〇四番地
（甲）株式会社秦野パワーデバイス
代表取締役　松本　学
京都市伏見区竹田鳥羽殿町六番地
（乙）京セラ株式会社
代表取締役　谷本　秀夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場の経営に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十二月十二日であり、甲及び乙の承認手続は令和七年十月三十一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日
岐阜県下呂市湯之島五四七番地七
（甲）合同会社下呂観光倶楽部
代表社員　戸谷　竜二
岐阜県下呂市湯之島五四五番地一
（乙）合同会社下呂プリン
代表社員　戸谷　吉之

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により淺田鉄工株式会社（乙、住所大阪府高槻市大塚町四丁目一二番五号）の不動産管理事業及び経営管理事業に関して有する権利義務を承継することといたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載頁　八十七頁（号外第一七二号）

令和七年十一月十一日
大阪府高槻市大塚町四丁目一二番五号
ＡＳＡＤＡホールディングス株式会社
代表取締役　小田　浩史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の保有、管理及び賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十八日
掲載頁　一七〇頁（号外第一七一号）

令和七年十一月十一日
徳島県徳島市徳島町二丁目二七番地徳島町ビル二〇一
（甲）株式会社リノハレ
代表取締役　久米　一徳
徳島市南昭和町一丁目二九番地一
（乙）株式会社ケーズオフィス
代表取締役　久米　一徳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在広島県福山市明神町二丁目一七番二二号　屋号メガガイア福山明神町）経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　七頁

令和七年十一月十一日
愛媛県新居浜市高木町三番一三号
（甲）合同会社日光商事
代表社員　株式会社日光ホールディングス
職務執行者　川井　祐介
東京都中央区日本橋横山町七番一八号
（乙）株式会社ガイア
代表取締役　齊藤　慶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

千葉県印西市内野二丁目六番地三八棟三〇六

合同会社Ｂｉｚｆｕｌ

代表社員　船山　龍介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社ｔｅｌａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都町田市原町田四丁目一一番一三号

天野ビル四階

合同会社ｔｅｌａ

代表社員　寺田　健一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都渋谷区神泉町二〇番二一号クロス

シー渋谷神泉ビル五―二一

Ｐｒｏｄｕｃｅ　Ｐａｒｋ合同会社

代表社員　松本　伸也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都世田谷区上用賀三丁目一三番六号

合同会社さかえやパートナーズ

代表社員　佐藤　泰志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都中央区日本橋茅場町一―三―七千代田ビル五階

合同会社ＣＳインベスト

代表社員　徐　旻

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区神田東松下町四一―一Ｈ１Ｏ神田

合同会社Ｃｒａｖｅｒ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表社員　株式会社ティーエムビューティー

職務執行者　ソ・ジェイル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社蟹福とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区富士見一丁目三番一一号富士見デュープレックスＢ．ｓ四階

蟹福合同会社

代表社員　福田　隆之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区芝公園一丁目八番二〇号

Ｗｅｉｂｏ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ウェイボー・コーポレーション

職務執行者　コニー・ニンカン・トゥ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

大阪市住吉区長居東四丁目二番二号

合同会社ミライズ

代表社員　山田健太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

大阪府茨木市安威二丁目三八番一〇号

合同会社マリーナサブ

代表社員　小熊　なみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

福岡市博多区博多駅前四丁目一八―二五エスリードグランビューロー博多駅前九〇一

ヒカリテラス合同会社

代表社員　川﨑　生一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十二日

掲載頁　二頁

令和七年十一月十一日

東京都渋谷区渋谷四丁目五番六号トキワビル四〇一号室

Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ　Ｓｅａｌ株式会社

代表取締役　杉江　陸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千二十四万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十六日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二一九頁（号外第一六九号）

令和七年十一月十一日

東京都中央区銀座一丁目一三番一五号

株式会社ニュートリション・アクト

代表取締役　石川　雅仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億五千三百六万七千五百八十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十九日

掲載頁　六頁

令和七年十一月十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

日本ＧＬＰ株式会社

代表取締役　帖佐　義之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千百万八千六百七十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月七日

掲載頁　七十二頁（号外第二二四号）

令和七年十一月十一日

横浜市港北区新横浜一丁目一九番地一八―一一〇三

ニチエツ株式会社

代表取締役　中村　高志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十一日

熊本県菊池郡大津町引水九四五番地二趨勢ビル

泰嘉地産株式会社

代表取締役　呂　維哲

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百三十億九千五百三十八万二千六百九十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十一日

静岡県浜松市中央区砂山町三三一番地の二一

株式会社ＨＡＭＡＴＯＭＯホールディングス

代表取締役　大石　恵司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億五千八百九十万円、資本準備金の額を二億九百八万円減少し、それぞれ四億九千九百万円、二億八千九百九十二万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月十四日

掲載頁　六十九頁（号外第三十号）

令和七年十一月十一日

宮城県栗原市若柳字大林新寺浦一番地

株式会社ハイレックス宮城

代表取締役　岡田　政志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十万円、資本準備金の額を七百五十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/268789/announces

令和七年十一月十一日

東京都中央区日本橋兜町八番一号

ＧＯファンド株式会社

代表取締役　田沼　豪

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千二百八十万円、資本準備金の額を十二億六千七百八十万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十九日、株主総会の決議は令和七年十二月十八日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年十二月十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

令和アカウンティング・ホールディングス株式会社　代表取締役　繁野　径子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月十二日付で予定している第一回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、資本金の額を九百七十五億円、資本準備金の額を九百七十五億円減少することにいたしました。

ただし、同時に当該株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額はいずれも同日前を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年十一月十一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号

ＡＮＡホールディングス株式会社

代表取締役　芝田　浩二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千六百四十九万三千八百九十三円、資本準備金の額を三億五千二百四十九万三千八百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/721244/announces

令和七年十一月十一日

東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

株式会社アスソラ

代表取締役　山崎　智広

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万四千五百一円、利益準備金の額を二千二百五十万円、資本準備金の額を五千万四千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一二六頁（号外第一四八号）

令和七年十一月十一日

東京都江東区亀戸三丁目五一番一〇号

新和自動車株式会社

代表取締役　辻　大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十億九千七百六十万三千七百三十一円、資本準備金の額を八十億九千七百六十万三千七百三十一円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.snk-corp.co.jp/

令和七年十一月十一日

大阪市淀川区宮原四丁目五番四一号

株式会社ＳＮＫ

代表取締役　葛　志輝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

千葉市中央区登戸二丁目二番七号

千葉トヨタグループ株式会社

代表取締役　出野　麻里

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

千葉市中央区登戸二丁目二番七号

インポートカーズ株式会社

代表取締役　出野　祥平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

東京都墨田区押上一丁目一番二号

阪東自動車株式会社

取締役社長　田﨑　聰

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

東京都中央区新川一丁目一一番一一号東京冷凍新川ビル三階　株式会社アドバリュー

代表取締役　萩原　早織（藤田　早織）

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

新潟県長岡市城内町二丁目五番三号　樋熊ビル三階

株式会社新潟プロバスケットボール

代表取締役　糸満　盛人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

高知市菜園場町一番二一号

四銀総合リース株式会社

代表取締役　須賀　昌彦

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社Ｊａｐａｎ　Ａｎｉｍａｌ　Ｃａｒｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区神田東松下町一〇番地五

株式会社Ｊａｐａｎ　Ａｎｉｍａｌ　Ｃａｒｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　仲田真紀子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中島崇賢が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都小平市花小金井六丁目三一番二一号

ＩＮＴＥＣ　ＥＮＥＲＧＩＥＳ

日本における代表者　中島　崇賢

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石雨森が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

横浜市中区長者町二丁目六番地七ライフレビュー横浜関内スクエア一〇一〇号室

ＷＥＥＩ　ＫＡＮＧ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥ　ＳＤＮ．ＢＨＤ．

日本における代表者　石　雨森

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六十八万七千口を消却して二百四十四万千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

梅花特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資百九万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

日暮里特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十二万千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六万八千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＮＳ　Ｙｏｋｏｈａｍａ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を九千六十六万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ１特定目的会社

取締役　中村　武

任意清算公告

当社は、令和七年十一月一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目四八番一六号

合資会社平田商店

代表社員　小宮山倉平

任意清算公告

当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区神田司町二丁目一〇番地ＮＯＶＥＬＷＯＲＫＫａｎｄａ六階

リンク＆パートナーズ社会保険労務士法人

社員　中　弥希

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

恵比寿特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二百二十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二日

掲載頁　九十五頁（号外第二二一号）

令和七年十一月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

花月特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を六三三一万一〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一五六頁（号外第一六一号）

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　クイーンズウェイ特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を四五億一八一六万二〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十四頁（号外第八十五号）

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　メリルボーン特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス３特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十五日

掲載頁　一一八頁（号外第二一四号）

令和七年十一月十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アースタックス税理士法人内

ホワイトベース特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億千六百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十五日

掲載頁　一一九頁（号外第二一四号）

令和七年十一月十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アースタックス税理士法人内

シード特定目的会社

取締役　壽命　正晃

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨はhttps://www.kaikei-home.com/axess/0040/index.htmlに掲載されています。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

NS Yokohama Investment特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千六十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年十月三十一日付官報号外第二四二号の一八六頁に掲載されています。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ１特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九十三億三千五百十万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十三頁（号外第一〇三号）

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

ARC-CapitaLand Two特定目的会社

取締役　渡邉　明彦

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和七年十月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和七年十一月十一日

兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目三番一九号

コープこうべ企業年金基金

清算人　山下　信孝

訂正公告

令和七年八月二十九日（号外第一九六号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割により新設する株式会社リリーコレールの住所「千葉県成田市花崎町八二八―一一―一〇六」とあるは「千葉県成田市花崎町八二八―一一―一一〇六」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十一日

千葉県匝瑳市上谷中二二一九―九

株式会社ジオテクノ・ジャパン

代表取締役　窪田まさる

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二九九	三	三〇六	大腿骨頚部 終りから一六	大腿骨頸部
		〃 五	頚上膠垂式	頸上膠垂式
		三一〇	改正後欄 一一一	改正後欄 10,200円
		三一四	〃 終りから八	肩吊り帯 肩吊り帯
		〃	〃 六 横吊帯	横吊帯

三二二ページ改正後欄備考欄中四行目の次に次を加える。

（削る）

三二二	改正後欄 採型区分	A－4	A－4
	欄中四		
三七六	〃 耐用年数	4	4
	欄中二		

三九三ページ改正前欄表中終りから九行目から六行目

「

は

」

「

（新設）

」

の誤り。

三九七ページ改正前欄表中終りから四行目から一行目

「

は

」

「

（新設）

」

の誤り。

四〇六	改正前欄 一七	円	円	
四一八	改正後欄 終りから八	行頭を一字下げる。		